



## こんにちは 都税事務所です

### 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

税目 手続	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人事業税減免申請 ※ ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○見込納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

※ 中小企業者向け省エネ促進税制の減免手続も行うことができます。

#### <利用手続についてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【 ヘルプデスク】 0570-081459 (PHS・IP電話をご利用の場合：045-759-3931)

月～金 午前8時30分～午後9時  
(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く)

#### <申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 荒川都税事務所 (3802) 8111 (代表)

- 法人事業税は、事業税課 法人事業税係
- 償却資産は、固定資産税課 償却資産係

※ 事業所税については、千代田都税事務所 (3252) 7141 (代表)

【電子納税】 荒川都税事務所 徴収課 徴収管理係



eLTAX イメージキャラクター エルレンジャー

## 省エネ(熱損失防止)改修をした住宅にかかる固定資産税が減額されます



### <減額の対象となる住宅>

平成20年1月1日以前からある住宅で平成28年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分(賃貸部分を除く。)において、一定の要件を満たす省エネ(熱損失防止)改修工事を行った住宅

### <減額の年度と額>

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます(賃貸部分は、減額の対象にはなりません)。

減額を受けるためには、改修工事完了後3ヶ月以内に、申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23区外で省エネ改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。